

熊本県建設業者社会保険未加入対策実施要領

(平成24年10月31日伺定)

(平成31年3月26日監第985号改正)

(令和3年3月25日監第942号改正)

(目 的)

第1条 「建設業法施行規則の一部を改正する省令」等の施行に伴い、保険未加入企業の排除により、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、建設企業間の健全な競争環境を構築するため、本県における経営事項審査の申請者及び本県発注工事の受注者等に対する社会保険の加入状況の確認及び指導に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 対象企業は、本県に対して経営規模等評価申請を行う全ての建設業者又は本県が発注した建設工事の受注者及びその下請負人（建設業法第2条第3項に定める建設業者に限る。）を対象とする。

2 社会保険とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の3保険とする。

3 適用事業所とは、健康保険及び厚生年金保険にあっては法人の事業所及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所とし、雇用保険にあっては労働者を1人以上雇用する事業所とする。

(経営事項審査における確認)

第3条 経営事項審査における社会保険の加入状況の確認は、建設業法施行規則第19条の7第2項に規定する別記様式第二十五号の十四別紙三「その他の審査項目(社会性等)」及び確認資料により適用事業所単位で行う。

(本県発注工事における確認)

第4条 本県発注工事における社会保険の加入状況の確認は、「下請契約報告事務取扱要領」第2条第1項に定める「施工体制台帳」及び「下請負人に関する事項」により適用事業所単位で行う。

(未加入企業に対する指導)

第5条 前2条の規定により社会保険の未加入が確認された企業に対しては、建設業法第41条第1項に基づき、別紙1又は別紙2により保険加入を指導し、指導後4ヶ月を経過する日の属する月の末までに加入状況の報告を求める。なお、第3条の規定により確認された場合は経営事項審査結果通知時に指導を行うものとする。

2 前項の規定により保険加入を指導したにもかかわらず、保険加入の報告が無い場合は、建設業法第41条第1項に基づき、別紙3により再度保険加入を指導し、指導後2ヶ月を経過する日の属する月の末までに加入状況の報告を求める。

3 前項の規定により保険加入を指導したにもかかわらず、保険加入の報告が無い場合は、社会保険未加入企業名を厚生労働省保険担当部局に通報する。

4 厚生労働省保険担当部局が保険未加入対策を行ってもなお未加入状況が是正されず、当該健康保険法等違反について保険担当部局から熊本県に対し通知があった場合、建設業法第28条に基づく監督処分及び熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行う。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙 1

監第 号
年 月 日

(未加入企業名)

代表者 (代表者名) 様

熊本県土木部監理課長

建設業法第 4 1 条第 1 項に基づく指導について

貴社は、建設業法第 2 7 条の 2 3 の規定に基づく経営事項審査において、保険加入義務があるにも関わらず、下記の保険に加入していないことが認められました。

今後、貴社におかれましては、速やかに当該保険加入手続きを行い、○年○月○日までに、「健康保険等の加入状況」(様式第七号の三)及び加入したことが確認できる資料を添付のうえ、文書をもって当職あてに報告いただきますよう建設業法第 4 1 条第 1 項の規定に基づき指導します。

記

未加入保険

[健康保険、厚生年金保険、雇用保険]

担当：監理課建設業班 ○○

電話：096-333-2485

FAX：096-381-5404

別紙 2

監第 号
年 月 日

(未加入企業名)

代表者 (代表者名) 様

熊本県土木部監理課長

建設業法第 4 1 条第 1 項に基づく指導について

貴社は、本県が発注した建設工事において、保険加入義務があるにも関わらず、下記の保険に加入していないことが認められました。

今後、貴社におかれましては、速やかに当該保険加入手続きを行い、○年○月○日までに、「健康保険等の加入状況」(様式第七号の三)及び加入したことが確認できる資料を添付のうえ、文書をもって当職あてに報告いただきますよう建設業法第 4 1 条第 1 項の規定に基づき指導します。

記

未加入保険

[健康保険、厚生年金保険、雇用保険]

担当：監理課建設業班 ○○

電話：096-333-2485

FAX：096-381-5404

監第 号
年 月 日

(未加入企業名)

代表者 (代表者名) 様

熊本県土木部監理課長

建設業法第 4 1 条第 1 項に基づく指導について

貴社は、保険加入義務があるにも関わらず、〔健康保険、厚生年金保険、雇用保険〕に加入していないことが認められたため、〇年〇月〇日付け監第〇〇号で指導したところですが、報告期限である〇年〇月〇日を経過してもなお文書による報告がなされておられません。

今後、貴社におかれましては、速やかに当該保険加入手続きを行い、〇年〇月〇日までに、「健康保険等の加入状況」（様式第七号の三）及び加入したことが確認できる資料を添付のうえ、文書をもって当職あてに報告いただきますよう建設業法第 4 1 条第 1 項の規定に基づき再度指導します。

なお、当該指導にもかかわらず、保険未加入の状況が継続される場合には、厚生労働省の保険担当部局に通報することとなり、通報後も保険加入が認められない場合には、行政処分を行うことがあります。

担当：監理課建設業班 〇〇

電話：096-333-2485

FAX：096-381-5404